

岡山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

介護サービス再開に向けた支援事業 Q & A

岡山県保健福祉部

<令和2年8月4日版>

☆追加・修正

<問い合わせ先>

岡山県保健福祉部保健福祉課

医療・福祉従事者等支援班

TEL：086-226-7965

（平日 9:00~12:00、13:00~17:00）

1 利用再開支援事業について

☆（問1）『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となると考えてよいか。

例1）4/15～利用休止→5/16 サービス提供の調整→5/20 から利用再開
（調整時点で休止1ヶ月超）

例2）4/15～利用休止→5/10 サービス提供の調整→5/20 から利用再開
（調整時点で休止1ヶ月未満だが、利用再開まで1ヶ月超）

（答）

○例1は対象となります。

○例2については利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。

（問2）「利用休止中」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否しているような場合と、介護支援専門員等と計画上也調整した上でサービス利用を休止しているような場合が想定される。いずれの場合にも、本事業の対象となるのか。

（答）いずれの場合も対象です。

（問3）自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となるのか。

（答）老健や医療機関に入所・入院した場合については、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となる。

（問4）在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされているが、居宅介護支援事業所も同様に利用者に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできるのか。

（答）支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。

（問5）記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との連携やサービス提供のための調整についての記録は不要という理解で良いでしょうか。

（答）そのとおりです。

(問6)「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とあるが、記録の有無は要件ではないのか。

(※2「～の確認」は「記録を行っていること」が要件となっている。)

(答) そのとおりです。

(問7)「※4『調整等を行った』とは、希望に応じて所要の対応を行ったこと」とあるが、具体的に、所要の対応とはどのようなことを指すのか。

(答) 感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。

(問8) 単価表の「※3 1利用者につき、16と17は併給不可」とあるが、16と17以外のサービスは「電話による確認」と「訪問による確認」の併給が可能ということか。

(答) 電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することとなります。

※16と17は単価表が分割表示されており、併給可能と誤認される恐れがあったため、注書きで「併給不可」と記載しています。

(問9) サービス再開支援事業における1か月の休止の定義について、4月1日以降から1か月が対象か。4月1日時点で1か月利用休止していた場合も含むのか。

(答) 4月1日時点で1ヶ月利用休止していた場合も含まれます。

☆(問10) 地域包括支援センターから委託を受けて介護予防ケアマネジメントをしている居宅介護支援事業所は、要支援者に係る当該事業を申請することができるか。

(答) 可能な限り地域包括支援センターで取りまとめることが望ましいが、困難な場合は事業所からの申請も受け付けます。

なお、その際は、居宅介護支援事業所としての申請に含めること。

☆(問11) 1ヶ月以上利用休止中の利用者に対してサービス提供の調整をしたが、サービス再開に繋がらずさらに1ヶ月以上利用休止が続いた際にサービス提供の調整をすると、2人分の補助金が申請できるか。

(答) 不可。申請は利用者ひとりにつき1人分のみです。

2 環境整備について

（問1）在宅サービス事業所における環境整備への助成事業における支援対象経費「c 換気設備」があるが、例えば、換気ができる（メーカーA）のエアコンも対象と考えてよろしいか。

（答）感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はございません。

（問2）実施要綱3（1）①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業との違いが分かりませんので、ご教示ください。

（答）在宅サービスは、新型コロナの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、3（1）①に加えて（3）②を設定しています。

（問3）自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。

（答）（1）①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、
（3）②は3つの密を避けるための環境整備として、
それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。